

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 23 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 6 年 4 月 26 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 26 日乗車となるものから施行する。

令和 6 年 2 月 27 日

北海道旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

綿貫 泰之

第 57 条の 3 第 7 項中、「鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36 ぷらす 3 号を除く。）」を「鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（ななつ星 in 九州号、或る列車号、36 ぷらす 3 号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）」に改める。

第 74 条の 4 第 3 項中、「新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号及び 36 ぷらす 3 号を除く。）」を「新幹線以外の線区の特別急行列車（トランスイート四季島号、36 ぷらす 3 号、かんぱち号及びいちろく号を除く。）」に改める。

第 125 条第 1 項第 1 号ロ（ニ）a（a）③を次のとおり改める。

③ ②の規定にかかわらず、特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に対して適用する指定席特急料金

①の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

同条同項同号ロ（ニ）b 中、「ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号及び特別急行列車 36 ぷらす 3 号に乗車する場合の特別急行料金を除く。」を「ただし、特別急行列車ななつ星 in 九州号、特別急行列車或る列車号、特別急行列車 36 ぷらす 3 号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号に乗車する場合の特別急行料金を除く。」に改める。

第 130 条第 1 項第 1 号イ (二) e を次のとおり改める。

e 特別急行列車36ぷらす 3 号、特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地 帯	150キロ メートル まで	200キロ メートル まで	201キロ メートル 以上
料 金	円 3,300	円 4,300	円 5,300

同条同項同号ロ (二) c を次のとおり改める。

c 特別急行列車36ぷらす 3 号の個室（2 人用、4 人用、6 人用）並びに特別急行列車かんぱち号及び特別急行列車いちろく号の個室（6 人用）（1 人当たりの料金とする）

営 業 キロ地帯	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
料 金	円 4,500	円 5,500	円 6,500